

令和5年3月6日(月)午後4時 判決言渡し

平成30年(ワ)第1558号 国家賠償請求事件
仙台地裁第3民事部 高橋彩(裁判長)、草野克也、渡邊聖人

判決骨子

1 概要

本件は、旧優生保護法に基づく優生手術の対象となった原告らが、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償金各33,000万円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は、被告に対し、原告に各1650万円及びこれらによる金員の支払を平成31年1月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じ、その余の請求をいずれも棄却した。

2 理由の骨子

(1) 旧優生保護法4条から11条までの規定は、子をもうけるか否かについて意思決定をする自由及びその意に反して身体への侵襲を受けない自由を侵害し、特定の疾患を有する者について法的な差別的取扱いをするものであり、家族に関する事項について個人の尊厳に立脚したものではないから、憲法13条、憲法14条1項及び憲法24条2項に違反する。

(2) 旧優生保護法の規定が違憲であり、優生手術の対象者の憲法上保障されている権利を侵害することが明白であることがあるからすれば、厚生大臣は、本件優生手術が実施されないように、旧優生保護法の改正案の提出等の権限を行使すべき注意義務を負っていたというべきであるから、厚生大臣の権限不行使は、國家賠償法1条1項の適用上違法であり、被告は、本件優生手術の実施による損害を賠償する責任を

負う。

(3) 本件訴訟は、原告らの損害賠償請求権についての除斥期間の経過後に提起されたものであるが、改正前民法724条後段(除斥期間)の効果の発生を制限すべきである。その理由は次のとおりである。

被告は、対象者が手術の内容、実施の主体及び根拠等を認識することができ困難な仕組みを構築し、このような仕組みの下で本件優生手術を実施した。また、被告は、旧優生保護法を制定し、同法に基づく優生思想の普及等を目的とした各種の政策を継続したことにより、社会に存在した障害者一般に対する差別・偏見に、質的に異なる正当性を付与し、これを強化した。このことにより、原告らは、権利行使の前提となる情報や権利行使のための相談機会への相談機会へのアクセスが著しく困難な状況に置かれていた。そうすると、原告らによる損害賠償請求権の権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由が存在し、この事由は、被告の違法行為及びこれに密接に関連する行為に起因するものといえる。

そして、本来、憲法に基づき、すべての国民を個人として尊重し、その権利を擁護すべき国務大臣において、旧優生保護法が違憲であることが明白であるにもかかわらず、高度の身体的な侵襲を伴う本件優生手術を漫然と実施させるに至り、それによって原告らの憲法上保障されている権利を侵害したことを踏まえると、原告らが一切の権利行使を許さざるといふことは、著しく正義・公平の理念に反する。本件訴訟提起に至る経過に照らせば、原告らは、損害賠償請求権の権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由が解消した時から6か月内に本件訴訟を提起したといいうことができるから、除斥期

間の効果の発生を制限すべきであり、原告らの損害賠償請求権が消滅したということはできない。

- (4) 原告らは、厚生大臣の違法行為の結果、「不良」な子孫をもつことを防止するという優生手術の対象とされ、意思に反する高度の身体的な侵襲を伴う不妊手術により、生殖を不能にさせられ、著しい精神的苦痛を受けたものである。そして、原告らが、子をもうけるか否かについて現実的に考える機会の乏しい若年のうちに、自らが受けた手術の内容や法的根拠もないまま、強制的な手段により不妊手術を受けさせられ、その後の人生を生きることを強いられたこと、本件優生手術は国の政策として実施され、これにより、原告らの憲法上保障されている権利を侵害されたこと、原告らが、上記の違法行為及びこれに密接に関連する国の行為に起因して、権利行使が客観的に不可能又は著しく困難な状況に置かれ、長期間何らの救済を受けることができなかつたことを含む本件において認められる一切の事情を考慮すれば、原告らの精神的損害は多大なものであり、原告らの慰謝料はそれぞれ 1500 万円、弁護士費用はそれぞれ 150 万円をもって相当というべきである。

以上